

3 監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年1月18日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月22日

福岡市監査委員	今 林 ひであき
同	田 中 しんすけ
同	谷 山 昭
同	本 野 正 紀

1 監査報告と措置の件数

2 監査公表第4号（令和2年5月28日付 福岡市公報第6677号公表）分

・・・17件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

1 局別監査

(1) 保健福祉局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>嘱託員の報酬については、嘱託員就業要綱に則り支給しなければならない。</p> <p>しかしながら、平成30年度の原課の嘱託員の4月及び5月分の報酬について、私傷病のため4月1日から5月30日までを勤務免除としているが、有給は5日であるため、精神保健福祉嘱託員就業要綱に基づき報酬を減額しなければならないが、全額を支給していた。</p> <p>今後、給与等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（精神保健福祉センター）</p>	<p>報酬の過払いについては、精神保健福祉嘱託員就業要綱に基づき算定をし、過払いについて戻入処理を行い、8月3日に戻入を確認した。</p> <p>本件について、所属職員に対し周知を行うとともに、支出事務にあたっては、根拠法令等を十分に確認・調査することを徹底した。</p>

(2) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況

<p>委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成30年度「港湾空港局 I C 事業部執務室区画壁撤去等業務委託」外3件の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(港湾管理課)</p>	<p>委託料の支払いについては、福岡市会計規則等に基づき適正かつ迅速な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、支払いチェックリストを作成し、複数の職員で確認できる体制をつくった。</p>
---	---

(3) 南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。</p> <p>しかしながら、令和元年度の市税の現金収納事務において、区出納員が収納した現金を21日遅れて払い込んでいるものがあった。</p> <p>今後は、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(納税課)</p>	<p>収納金の払い込みについては、課内全職員を対象に福岡市会計規則及び出納員事務の手引きについて研修を実施し、これらに基づく処理を徹底することとした。</p> <p>再発防止策については、毎朝、各係長が金庫内の現金領収帳及び現金の有無を確認し、確認が済んだら金庫表面にマグネット板を貼付することで他の職員にも分かるようにし、組織全体でチェックする体制を整え、再発防止を徹底している。</p> <p>また、令和2年度転入職員についても研修を実施した。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p>	<p>設計者が算定した間接工事費に誤りがないか、精査者が間接工事費算出シートで</p>

<p>A 間接工事費の算定を適正に行うべきもの 臨海工場 2 号外計装設備改良工事 [No.9] (契約金額 1 億 7,172 万円) 本工事は臨海工場に設置された計装設備の改良工事である。 間接工事費の算定において、準備費と現場管理費について経費率等の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (工場整備課)</p>	<p>確認し、さらに上司が、この度の事例を受けて再発防止のため新たに作成した「チェックリスト」で確認を行うようチェック体制を強化した。 また、今回の事例を部内の積算研修等で情報共有し、注意喚起を図ることとした。</p>
<p>B 労務費と複合工賃の積算を適正に行うべきもの 東部汚水処理場中央監視制御装置外更新工事 [No.11] (契約金額 1 億 8,900 万円) 本工事は東部汚水処理場に設置された中央監視制御装置外の更新工事である。 労務費の算定において、労務単価を誤った結果、過小な積算となっていた。 また、複合工賃の算定で総括集計表への入力を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (施設課)</p>	<p>設計者が算定した単価や積算額に誤りがないか、精査者が確認し、さらに上司が、この度の事例を受けて再発防止のため新たに作成した「チェックリスト（新規作成）」で確認を行うようチェック体制を強化した。 また、今回の事例を部内の積算研修等で情報共有し、注意喚起を図ることとした。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 施工管理を適正に行うべきもの 東部（伏谷）埋立場 浸出水調整池改修工事 [総合評価] [No.2] (契約金額 1 億 2,430 万 8,000 円) 本工事は東部（伏谷）埋立場の浸出水調整池の改修工事である。</p>	<p>運搬車両の積載制限を超える場合の運転の許可取得については、事前に搬出方法及び法規制等の確認を行う。 また、施工時においても、搬出方法等の再確認を行い、運転の許可取得が必要な場合は、受注者への指導を徹底することとした。</p>

<p>「道路交通法」では、貨物の大きさ等が車両の積載制限を超える場合、警察署長が許可したときは車両を運転することができるとなっている。</p> <p>しかしながら、ガードレールの処分場への運搬において、ガードレールが運搬車両の積載制限（車長の1割）を超えているにもかかわらず、警察署長の許可を得ないまま運転していた。</p> <p>今後は、積載制限を超えた車両の運転の許可取得について、受注者への指導を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（施設課）</p>	
--	--

(2) 農林水産局

監査の結果	措置の状況
<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 建設リサイクル法を遵守すべきもの 林道早良線防災工事 [No.1] (契約金額 3,136万5,360円) 本工事は林道の防災工事である。 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第11条等の規定に基づき福岡市長にあらかじめ通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。 今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（森林・林政課）</p>	<p>建設リサイクル法に基づく手続きについては、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、再発防止策として、契約時の決裁に使用する監督員通知書に、建設リサイクル法に基づく手続きの有無を記載することで、監督職員への周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 消防法に基づく届出において、受注者を適正に指導・監督すべきもの</p>	<p>消防法に基づく届出については、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>西区大字羽根戸地内 譜代池改良工事 [No.2]</p> <p>(契約金額 3,364 万 3,080 円)</p> <p>本工事はため池堤体からの漏水を防止するため、止水を目的とした堤体の改良工事である。</p> <p>本工事の土質安定処理剤として使用された生石灰は、「消防法」及び「危険物の規制に関する政令」において、取り扱う際にはあらかじめ所轄消防長又は消防署長に届出が必要な物質に指定されているが、届出がされていなかった。</p> <p>今後は、適正な届出をされるよう、受注者への指導・監督を徹底されたい。</p> <p>(農業施設課)</p>	<p>また、再発防止策として、発注時に使用するチェックリストや現場説明書に届出の必要性を記載することで、監督職員及び受注者への周知徹底と指導強化を図った。</p>
---	---

(3) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 解体工事の積算を適正に行うべきものの</p> <p>平成 29 年度市営板付住宅 9 棟解体工事 [No.19]</p> <p>(契約金額 5,419 万 1,160 円)</p> <p>本工事は市営板付住宅 9 棟の解体工事である。</p> <p>建物外部でアスベスト含有成形板の撤去作業を行う場合は、防音シート等で対象建物の高さ程度まで隙間なく囲むなどの飛散防止措置を講じる必要がある。</p> <p>しかしながら、市営住宅に付帯する自転車駐車場の解体において、防音シート及び防音シートを設置するための外部足場を計上していなかった。</p> <p>また、解体工事においては、とりこ</p>	<p>積算額内訳書の精査時に複数の職員で確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p>

<p>わし機械運搬費を計上することとなっているが、計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(住宅建設課)</p>	
<p>B 見積りによる単価の採用を適正に行うべきもの</p> <p>香椎駅周辺土地地区画整理事業都市計画道路香椎駅前線照明灯整備工事 [No.34] (契約金額 2,314 万 8,720 円)</p> <p>本工事は香椎駅周辺土地地区画整理事業にかかる都市計画道路香椎駅前線の照明灯を整備する工事である。</p> <p>LED 照明器具の単価の採用にあたり、見積比較において、一部の見積りで電源装置を含まない価格を採用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(管理課)</p>	<p>見積りによる単価の採用については、積算運用の手引きに基づき、適正に見積りを徴収し、見積り依頼者に対しても内容の確認を行うとともに、積算時においても、設計者、精査、所属長と十分な確認体制を行い、チェック機能の強化に努める。</p> <p>今後は、見積り依頼時だけでなく見積り採用時も所属長による確認を行うこととした。</p> <p>また、4月7日に所属職員に対して課内研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>C 残土運搬及び処分費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>南公園センターゾーンエントランス複合施設新築工事 [総合評価] [No.29] (契約金額 10 億 4,016 万 9,600 円)</p> <p>本工事は南公園センターゾーンのエントランス複合施設の新築工事である。</p> <p>土工事の積算において、残土運搬・処分の数量を誤って計上していた。</p> <p>また、金属製建具工事の積算において、一部建具の未計上及び見積りによる単価の採用を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>さらに、コンクリートの一部について強度を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p>	<p>積算業務については、「建築工事積算基準」に基づき、適正な設計を行うよう令和 2 年 6 月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>起工時にはチェックリストを活用し、設計及び精査時におけるチェックの徹底を図り、再発防止に努めている。</p>

(動物園)	
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 建設リサイクル法を遵守すべきもの 平成 29 年度市営福浜住宅 7 棟耐震等改修事業 [No.22] (契約金額 2 億 8,836 万円)</p> <p>本事業は市営福浜住宅 7 棟の耐震等改修事業である。</p> <p>本事業は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき福岡市長にあらかじめ通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅建設課)</p>	<p>書類の提出漏れを防止するため、工事書類管理シートを作成、共有するなどチェック体制の強化を図った。</p>
<p>(ウ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約事務を適正に行うべきもの レベルファイブスタジアム圍場川砂運搬業務委託 [No.14] (契約金額 497 万 6,640 円)</p> <p>本委託は別途発注のレベルファイブスタジアム圍場改修工事で使用する川砂を調達するための運搬業務委託である。</p> <p>当該圍場に使用する川砂をレベルファイブスタジアムフィールドと同材とするため、同フィールドの改修工事を受注していた特定建設工事共同企業体と特命随意契約していた。</p> <p>しかしながら、本業務の主たる目的が材料の調達であり、物品として契約すべ</p>	<p>適正な契約手続きの実施及び職員の知識の習得のため、毎年度、課内において、契約事務に関する研修を実施することとした。</p> <p>また、工事・委託の起工にあたっては、十分な精査・検討を行う時間を確保するため、スケジュールの管理を適切に行い、期日に余裕のある業務を行うことを課内会議において所属職員に対し周知徹底を図った。</p>

<p>きところを業務委託として契約したことは不適切であった。</p> <p>また、本来契約の相手方とはならない同企業体と契約したことは、適正ではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(みどり整備課)</p>	
---	--

(4) 城南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>工事中の歩行者安全対策を適切に行うべきもの</p> <p>県道東油山唐人線歩道改良工事 [No. 1] (契約金額 1,350 万 4,320 円)</p> <p>本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした改良工事である。</p> <p>本工事区間における横断歩道の手前には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されており、工事にあたっては「福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」に則り、現状の誘導機能を確保しながら行う必要がある。</p> <p>しかしながら、歩道の改良工事に伴い、視覚障がい者誘導用ブロックが一時的に撤去されたまま、復旧の段取りが遅れ、約 13 日間、現状の誘導機能を確保されないうまま通行をさせていた。</p> <p>今後は、工事中の歩行者に対する安全対策について適切な措置を講じるよう徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p>	<p>視覚障がい者誘導用ブロックを一時的に撤去する工事については、現状の誘導機能を確保するため、誘導ブロックの仮設置を設計に計上する等の必要な措置について所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>今後は、職員異動時に研修を実施し、再発防止に努める。</p>
<p>(イ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>契約変更を適正に行うべきもの [重点</p>	<p>契約変更にあたっては、変更金額等のチェックリストを作成し、複数の職員で確認を行うなど、チェック体制の強化を図り、</p>

<p>事項]</p> <p>県道東油山唐人線歩道改良工事 [No. 1] (契約金額 1,350 万 4,320 円)</p> <p>本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした改良工事である。</p> <p>「契約事務の手引」において、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとなっているが、軽微な設計変更に伴うものに限って、工期末に行うことができることとなっている。</p> <p>しかしながら、軽微な設計変更に該当しない変更が発生した際に速やかな契約変更の手続きを行っておらず、工期末にまとめて行っていた。</p> <p>今後は、契約事務を適正に行うよう努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	<p>再発防止に努めている。</p>
--	--------------------

(5) 早良区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設発生土の処分場の立会を適正に行うべきもの</p> <p>主要地方道大野城二丈線野芥交差点信号移設工事(2次設置工) [No.14] (契約金額 1,411 万 6,680 円)</p> <p>本工事は交差点の信号移設工事である。</p> <p>「積算運用の手引き」において、建設発生土を自由処分する際に指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ搬入する場合は、処分場の立会を行い、確認することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事では指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外</p>	<p>施工計画書において、指定処分場や建設発生土リサイクルプラントへの搬入か否かを十分注意して確認し、立会が必要であれば施工前に受注者と認識の共有を徹底すべきであった。</p> <p>以上をふまえ、土木工事施工管理の手引きに基づき立会を行うよう、所属職員に対し研修を実施し、情報の周知徹底を図った。</p>

<p>へ建設発生土を搬入していたが、処分場の立会を実施していなかった。</p> <p>今後は、建設発生土の処分場の適正な立会に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p>	
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>業務委託料の積算を適正におこなうべきもの</p> <p>早良保健所庁舎清掃空調運転及び受付収納等業務委託 [No.16]</p> <p>(契約金額 1,274 万 4,000 円)</p> <p>本委託は早良保健所の庁舎清掃業務、冷暖房管理業務及び窓口受付収納事務等を行う委託である。</p> <p>業務委託料の算定において、福岡市の保守管理業務委託設計積算基準で定めた積算基準プログラムを使用して積算しているが、運転監視及び日常点検の労務費単価を誤っていた。また受付業務において、業務内容に応じた労務単価を設定すべきところ、単価の根拠が不明であった。さらに設計金額の採用において見積りからの反映方法が不明瞭であった。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(健康課)</p>	<p>業務委託料算定における積算基準プログラムの使用に当たっては、設計者と精査者及び管理監督者による採用単価のチェックを徹底する。</p> <p>また、積算基準プログラムであらかじめ設定されていない労務単価を設定する際は、単価決定過程を設計時に添付するとともに、証拠書類となる業者見積を三社以上から徴する。</p> <p>以上のことを所属の関係職員に対して令和 2 年 4 月に研修を行い、周知徹底し、令和 3 年度委託の積算を措置内容に沿って対応する。</p>